

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和7年2月21日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和7年2月21日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タナカふとん店蘇原店・大阪屋ショップ各務原店
各務原市蘇原花園三丁目1番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

タナカ産業株式会社
代表取締役 田中 恵子
愛知県名古屋市北区大曾根一丁目26番25号
株式会社大阪屋ショップ
代表取締役 尾崎 弘明
富山県富山市赤田487番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| タナカ産業株式会社 代表取締役 田中 公雄 愛知県一宮市栄三丁目8番地7号 | タナカ産業株式会社 代表取締役 田中 恵子 愛知県名古屋市北区大曾根一丁目26番25号 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| 株式会社タナカふとんサービス 代表取締役 田中 公雄 愛知県一宮市天王一丁目4番10号 他1者 | 株式会社タナカふとんサービス 代表取締役 田中 公雄 愛知県一宮市天王一丁目4番10号 他1者 |

(3) 大規模小売店舗の名称

| 変更前 | 変更後 |
|----------------------|------------------------|
| タナカふとん店蘇原店・スーパー三心蘇原店 | タナカふとん店蘇原店・大阪屋ショップ各務原店 |

4 届出年月日

令和7年1月15日